

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付の手引き

—令和7年度版—

※実施要綱・要領や手引き、様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

【問合せ先】

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
みやぎハートフルセンター 福祉人材センター
人材確保・支援係

〒980-0011

仙台市青葉区上杉3丁目3-1

みやぎハートフルセンター3階

TEL:022-399-8844 / FAX:022-261-9555

ホームページ：<https://www.miyagi-sfk.net>

目 次

I	介護福祉士実務者研修受講資金について・・・・・・・・・・	3
II	手続きに必要な提出書類一覧・・・・・・・・・・	8
III	申請から貸付までの流れ・・・・・・・・・・	10
IV	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業に関する Q&A・・・・・・・・	11

別添 1 及び別添 2：返還免除対象業務一覧

令和 6 年 9 月 2 日 改訂

I 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業について

1 目的

この資金は、介護福祉士実務者研修施設（以下、「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士資格の取得を目指す学生（受講生）に対し修学資金を貸付けることにより、その修学を容易にし、質の高い介護福祉士の養成及び確保に資することを目的としています。

2 実施主体

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

3 貸付条件

（1）貸付対象者

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- ①実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方。
- ②実務者研修施設を卒業後、宮城県内で返還免除対象業務に従事する意思を持ち、1年以内に介護福祉士として登録できる（見込みを含む）方。

※当該年度の介護福祉士国家試験の受験条件を満たし、かつ当該年度に受験する方が対象です。

- ③県内にある事業所又は施設において、介護職員等として就労し、2年以上引続き従事する意思のある方。
- ④他の都道府県の本資金を借り受けていない方。
 - ア 職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。
 - イ 教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して実務者研修施設へ修学する場合も、併用できません。
 - ウ 併用の可否については、各都道府県によって異なります。

注）実務者研修施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項 2 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設を指します。

（2）貸付期間

実務者研修施設に在学する期間とします。

- (3) 貸付金額
貸付金額は、200, 000 円以内です。
- (4) 貸付利子
貸付利子は無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。
- (5) 連帯保証人
連帯保証人 1 名が必要です。貸付を受けようとする方が未成年の場合は、法定代理人（父、母、親権者又は後見人）を連帯保証人としなければなりません。連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は、すべての返還義務を負担していただきます。

4 申請手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 実務者研修受講資金借入申請書（様式第 1 号の3）
- (2) 業務従事施設の長の推薦書（様式第2号の2）
- (3) 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの。マイナンバーは不要です。）
- (4) 個人情報の取扱同意書（様式第 31 号）
- (5) 実務者研修施設の受講証明書（様式第 30 号）
- (6) 介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）
※実務経験（雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数）が3年以上（見込み可）になるように提出してください。1 か所で3年に満たない場合は、3年以上を満たす複数枚の提出が必要です。
- (7) 申請者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書（様式第 28号）

5 貸付方法

- (1) 貸付の決定
貸付の可否は、貸付審査の上決定し、申請者に通知いたします。
- (2) 資金の交付
貸付金は一括交付とし、指定口座に振り込みます。

6 貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、資金の貸付を停止します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

7 資金の返還

次のいずれかに該当した場合、借受者は貸付金を返還しなければなりません。なお、貸付決定通知書に記載の返還計画を変更する場合は、「返還計画変更申請書（様式第 13 号）」を会長に提出してください。

- (1) 上記6の貸付契約の解除に該当した場合
- (2) 研修施設等を卒業後1年以内に介護福祉士として登録せず、または県内において介護等業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において、介護・相談援助等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 介護・相談援助等の業務外の事由により死亡または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

8 資金の返還期間及び方法

上記7の返還事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還が開始します。返還期間は2年以内で、一括又は月賦での返還となります。

9 返還の猶予

次に該当する場合は、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができます。希望する場合は、関係書類を添えて「返還猶予申請書（様式第 11 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、当該貸付を中止された後も引き続き当該研修施設等に在学しているとき。
- (2) 借受者が、当該研修施設等を卒業後さらに他種の研修施設等に修学しているとき。
- (3) 借受者が、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該貸付金の返還が困難であると認められるとき。

10 返還の免除

次に該当する場合は、当該貸付金の返還を全額または一部免除することができます。希望する場合は、関係書類を添えて「返還免除申請書（様式第 12 号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を提出して下さい。

- (1) 借受者が、当該研修施設等を卒業後 1 年以内（※1）に介護福祉士の登録を行い、宮城県内で返還免除対象業務（別添 1 若しくは別添 2 又はその施設の長）に就き、引き続き 2 年間（※2）その業務に従事した場合。

※1 について

- ・ 国家試験に合格できなかった場合、又は受験できなかった場合で次年度の国家試験を受験する意思があると会長が認めた場合には、本人の申請（様式第 29 号）を以って、国家試験に合格した日から 1 年以内となります。4 回目以降の本人の申請（様式第 29 号）のときは、受験年度の介護福祉士国家試験の受験票の写しを添付していただきます。

※2 について

- ・ 実務者研修施設卒業者は、介護福祉士の登録日と返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2 年間となります。
- (2) 借受者が、上記の期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合。
- (3) 借受者が、1 年以上、宮城県内で返還免除対象業務に従事したとき。
- (4) 借受者が、死亡し、又は障害により貸付を受けた当該貸付金を返還することができなくなった場合（相続人又は連帯保証人へ請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）

11 届出の義務

- (1) 借受者は、次のいずれかに該当するときは、届け出が必要です。
- ① 研修施設等を卒業したとき。「卒業届（様式第 16 号）」
 - ② 資格を取得したとき。「資格取得届（様式第 17 号）」
 - ③ 貸付辞退、休学、復学、退学、又は停学その他の処分を受けたとき。
「貸付停止・再開・辞退届（様式第 18 号）」
 - ④ 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
「異動届（様式第 19 号）」
 - ⑤ 業務を産休、病休等で一時中断したとき。「休業届（様式第 22 号）」
- (2) 借受者は、毎年 4 月 1 日現在の就業状況について 4 月末日までに報告が必要です。「就業状況報告書（様式第 20 号）」
- (3) 連帯保証人は、借受人が死亡又は心身の故障が生じた場合には、届出が必要です。「異動届（様式第 19 号）」

(4) 借受者は、業務に従事したときは、その日から 7 日以内に届出が必要です。

「業務従事届（様式第 23 号）」

(5) 借受者は、業務従事先を変更し、引き続き返還免除対象業務等に従事する場合は業務従事先変更届（様式第 24 号）の提出が必要です。

(6) 業務に従事しなくなった場合は、「業務廃止届（様式第 25 号）」及び「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」の提出が必要です。

Ⅱ 手続きに必要な提出書類一覧

1 申請時

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
貸付申請をする とき	実務者研修受講資金借入申請書（様式第1号の3）	申請者→県社協
	介護等業務従事期間証明書（様式第27号）	
	※実務経験（雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数）が3年以上（見込み可）になるように提出してください。1か所で3年に満たない場合は、3年以上を満たす複数枚の提出が必要です。	
	業務従事施設の長の推薦書（様式第2号の2）	
	実務者研修施設の受講証明書（様式第30号）	
	個人情報の取扱同意書（様式第31号）	
貸付決定を受け たとき	申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項に省略のないもの、マイナンバーは不要）	貸付決定者 →県社協
	借用証書兼誓約書（様式第6号）	
	貸付決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書（未成年の貸付決定者除く）	
	銀行口座振込依頼書（様式第7号）	
	※振込口座通帳表紙及び表紙裏のコピー。または、口座番号連絡書。（金融機関名・支店名・支店番号・口座番号・口座名義人記載・ヨミガナが判明できるもの）	

2 実務者養成施設卒業後

事 項	提出書類（※印は添付書類）	提出先
卒業したとき	卒業届（様式第16号）	借受者→県社協
資格取得したとき	資格取得届（様式第17号） ※資格登録証のコピー	借受者→県社協
国家試験に合格できなかったが、次年度受験する意思があるとき	国家試験再受験申請書（様式第29号）	借受者→県社協

介護・相談援助等の業務に従事したとき	業務従事届（様式第23号） ※雇用契約書、又は辞令のコピー	借受者→県社協
返還猶予の申請を行うとき （卒業後1年以内の就職活動中も含む）	返還猶予申請書（様式第11号） ※在学証明書、り災証明書、医師の診断書等、事由を証明できる書類	借受者→県社協
継続して業務に従事しているとき（毎年4月1日現在）	就業状況報告書（様式第20号） （免除になるまでの毎年4月末日までに提出）	借受者→県社協
やむを得ない理由により、業務を中断したとき	休業届（様式第22号） ※休業を証明できる書類	借受者→県社協
住所・氏名等に変更が生じたとき （借受者・連帯保証人）	異動届（様式第19号） ※住所を変更した場合には、記載事項に本籍、続柄の記載された住民票（マイナンバーは不要） ※氏名が変更となった場合には、戸籍謄本	借受者→県社協
同一法人・会社内で人事異動があり、これまでの業務先ならびに職種に変更があったとき	業務従事先変更届（様式第24号） ※異動後の業務先ならびに職種に従事することが証明できる書類	借受者→県社協
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人異動申請書（様式第8号）	借受者（連帯保証人）→県社協
退職したとき	Q&Aをご覧くださいとともに、退職された際には、速やかな御連絡をお願いします。	借受者→県社協
貸付金の返還免除を申請するとき	返還免除申請書（様式第12号）	借受者→県社協
	介護等業務従事期間証明書（様式第27号）	借受者（勤務先）→県社協

Ⅲ 申請から貸付までの流れ

- 1 申請受付（不備不足のない申請書類を受付とします。）
↓
- 2 審査（毎月、複数回の審査会を行います。）
↓
- 3 貸付決定（決定通知の発送を以て、貸付の決定といたします。）
↓
- 4 実務者研修受講資金を送金するための書類（借用書等）を県社協へ提出
↓
- 5 実務者研修受講資金の送金

注）1～5は、概ね1か月半の期間を要することを御了承願います。

※その他、御不明な点等がありましたら、上記県社協・人材支援係へ電話、又はメールでお問い合わせください。

Ⅳ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業に関する Q&A

Q 1 養成施設等を卒業しました。どのような手続きが必要ですか。

答 養成施設を卒業後は、貸付金の返還が開始されますが、介護福祉士の資格を取得（登録）し、宮城県内において介護福祉士として規定業務に従事した場合は、以下の手続きを行うことにより返還猶予が可能です。

1 卒業の報告

「卒業届（様式第 16 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

2 資格取得の報告

介護福祉士の登録を行い、介護福祉士登録証の写しを添付して「資格取得届（様式第 17 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

3 業務従事の報告

規定業務に従事したときは、雇用契約書又は辞令の写しを添付して「業務従事届（様式第 23 号）」を宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

4 就業状況の報告（返還免除が決定されるまで毎年報告）

規定業務に従事している期間は返還猶予となりますので、毎年 4 月 1 日現在の「就業状況報告書（様式第 20 号）」を 4 月 30 日までに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。（規定業務に従事した初年度は除く）

5 介護福祉士登録後 1 年以内に、病気やその他やむを得ない事由により規定の業務に従事しなかった場合は、「業務従事延期届（様式第 21 号）」を速やかに宮城県社会福祉協議会へ提出してください。

Q 2 従事していた施設を退職しました。他施設で規定業務に従事する予定ですが、まだ決まっていません。どのような手続きが必要ですか。

答 離職された場合は、「業務廃止届（様式第 25 号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第 27 号）」を添付して提出してください。また、規定する業務に再就職が決まり、就業した場合「業務従事届（様式第 23 号）」に新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して、速やかに提出してください。

なお、退職してから再度規定する業務に就業するまでの間（1 か月以上となる場合）は貸付金の返還義務が生じます。

Q 3 従事していた施設を退職し、翌月から別の福祉施設で働き始めましたが、どのような手続きが必要ですか。

答 再就職するまでの間が1か月以内の場合は「業務従事先変更届（様式第24号）」に「介護等業務従事期間証明書（様式第27号）」と新たな勤務先が作成した雇用契約書等の写しを添付して提出してください。

Q 4 施設に2年間従事しました。返還免除になるためには、どのような手続きが必要ですか。

答 従事した期間に休職等がなく、2年間継続して規定業務に従事した場合、返還が免除されます。「介護福祉士等修学資金返還免除申請書（様式12号）」に事業所が証明する「介護等業務従事期間証明書（様式27号）」を添えて提出してください。

なお、2年の間に複数の事業所で勤務した場合は、事業所毎の業務従事期間証明書が必要となります。

Q 5 卒業後、借受人が死亡した場合、又は心身の故障のため業務に従事できなくなった場合はどのようになりますか。

答 **死亡した場合は**除票(又は死亡診断書の写し)を添付し、異動届（様式第19号）を提出してください。死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった原因について、業務上の事由であれば返還が免除され、それ以外の事由であれば返還の義務が生じます。

別添 1

指定施設における業務の範囲等

※この表は便宜上一覧表にしたもので詳細は通知を確認して下さい。

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

区分	施設種別等	職種又は業務
1-(1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神保健福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
1-(2)	児童相談所	児童福祉司
		受付相談員
		相談員
		電話相談員
		児童心理司
		児童指導員
		保育士
1-(3)	母子生活支援施設	母子支援員、
		少年を指導する職員
		個別対応職員
1-(4)	児童養護施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
		里親支援専門相談員
1-(5)	障害児入所施設 児童発達支援センター	児童指導員
		保育士
		児童発達支援管理責任者
		心理指導担当職員
1-(6)	児童心理治療施設	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
1-(7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員
		児童生活支援員
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		職業指導員
1-(8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 88 条の 3 第 1 項に規定する職員
1-(9)	障害児通所支援事業の施設(児童発達支援センターを除く)	児童指導員
		保育士
		障害福祉サービス経験者
		児童発達支援管理責任者
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)
		訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)
		指定通所基準に規定する指導員
1-(10)	障害児相談支援事業の施設	相談支援専門員

区分	施設種別等	職種又は業務
1- (11)	病院及び診療所	退院後生活環境相談員
		次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
		ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
		イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
		ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
1- (12)	身体障害者更生相談所	エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
		身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
1- (13)	身体障害者福祉センター	ケース・ワーカー
1- (13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
1- (14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員
		精神保健福祉士
		精神科ソーシャルワーカー
1- (15)	救護施設及び更生施設	生活指導員
1- (16)	福祉に関する事務所(福祉事務所)	指導監督を行う所員(査察指導員)
		身体障害者福祉司
		知的障害者福祉司
		社会福祉主事(老人福祉指導主事)
		現業を行う所員(現業員)
		家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)
		家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)
		面接相談員
		婦人相談員
		母子・父子自立支援員
		就労支援事業に従事する就労支援員
		被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
1- (17)	婦人相談所	相談指導員
		判定員
		婦人相談員
1- (18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員
1- (19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
		ケース・ワーカー
1- (20)	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	主任生活相談員、生活相談員、利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員及び日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	指定介護予防サービス事業	生活相談員
	指定密着型介護予防サービス事業	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている職員

1- (21)	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員
1- (22)	介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）	生活相談員
		支援相談員
		介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 生活相談員
1- (23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

区分	施設種別等	職種又は業務
1- (24)	障害者支援施設	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
1- (25)	地域活動支援センター	指導員
1- (26)	福祉ホーム	管理人
1- (27)	障害福祉サービス事業	生活支援員
		就労支援員
		サービス管理責任者
		就労定着支援員
		地域生活支援員
1- (28)	一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
1- (29)	特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

2 施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (1)	生活保護法に規定する授産施設	指導員
	宿所提供施設	
2- (2)	児童福祉法に規定する乳児院	児童指導員
		保育士
		個別対応職員
		家庭支援専門相談員
		里親支援専門相談員
2- (3)	老人福祉法に規定する有料老人ホーム	生活相談員
2- (4)	指定特定施設入居者生活介護施設	生活相談員及び計画作成担当者
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護施設	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護施設	
2- (5)	身体障害者更生援護施設	生活支援員
	身体障害者福祉工場	指導員
2- (6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		管理人
2- (7)	知的障害者援護施設	生活支援員
2- (8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員
2- (9)	隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
2- (10)	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業を行っている専門員

区分	施設種別等		職種又は業務
2- (11)	市(特別区を含む。)町村社会福祉協議会		福祉活動専門員その他相談援助業務 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。)を行っている職員
2- (12)	改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
2- (13)	児童福祉法に基づく指定発達支援医療機関		児童指導員 保育士
2- (14)	知的障害者総合施設のぞみの園		相談援助業務を行っている指導員およびケース・ワーカー
2- (15)	知的障害者福祉工場設置運営要綱に基づく知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員
2- (16)	刑事施設、少年院及び少年鑑別所		刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
2- (17)	更生保護法に規定する地方更生保護委員会		保護観察官
	保護観察所		
2- (18)	更生保護事業法施行規則に規定する更生保護施設		補導主任
			補導員
2- (19)	労働者災害補償保険法に基づき設置された労災特別介護施設		相談援助業務を行っている指導員
2- (20)	心身障害児総合通園センター設置運営要綱に基づく心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員
2- (21)	児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員
2- (22)	子育て短期支援事業を行っている	児童養護施設	相談援助業務を行っている職員
		母子生活支援施設	
		乳児院	
		保育所等	
2- (23)	母子家庭等就業・自立支援センター事業		相談援助業務を行っている相談員
	一般市等就業・自立支援事業を行っている施設		
2- (24)	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
2- (25)	利用者支援事業実施要綱に定める「利用者支援事業」を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
2- (26)	「母子・父子自立支援プログラク策定事業」を行っている施設		母子・父子自立支援プログラム策定員
2- (27)	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業実施要綱に基づく就業支援専門員配置等事業を行っている施設		就業支援専門員
2- (28)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設		児童指導員
			保育士
2- (29)	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員
2- (30)	障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設		相談援助業務を行っている職員
2- (31)	障害者総合支援法に規定する短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設		相談援助業務を行っている職員
2- (32)	知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設		児童指導員
			保育士
2- (33)	重症心身障害児施設		児童指導員
			保育士
			心理指導を担当する職員

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (34)	廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
2- (35)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2- (36)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「日中一時支援」「障害者相談支援事業」「障害児等療育支援事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2- (37)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
2- (38)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
2- (39)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2- (40)	地域移行・地域生活支援事業実施要綱に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設 地域生活支援促進事業実施要綱に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
2- (41)	指定居宅サービス（指定通所介護）施設 基準該当居宅サービス（通所介護）施設 指定地域密着型サービス（地域密着型通所介護）施設 指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護）施設 基準該当介護予防サービス（介護予防通所介護）施設 指定短期入所生活介護施設 基準該当居宅サービス（短期入所生活介護）施設 指定介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービス（介護予防短期入所生活介護）施設 第一号通所事業を行う施設	生活相談員
2- (42)	指定通所リハビリテーション施設 指定介護予防通所リハビリテーション施設 指定短期入所療養介護施設 指定介護予防短期入所療養介護施設	支援相談員
2- (43)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
2- (44)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
2- (45)	指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	生活相談員
2- (46)	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設 指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設 指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
2- (47)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員
2- (48)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
2- (49)	介護予防支援事業所 第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
2- (50)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
2- (51)	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (52)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員
2- (53)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
2- (54)	自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2- (55)	ひきこもり対策推進事業実施要領に基づくひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
2- (56)	地域生活定着促進事業実施要領に基づく地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
2- (57)	社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
2- (58)	社会的包摂・「絆」再生事業実施要領に基づくホームレス自立支援センター	生活相談指導員
2- (59)	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2- (60)	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
2- (61)	自立相談支援モデル事業運営要領に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	家計相談支援モデル事業運営要領に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所	就労支援員 家計相談支援員
2- (62)	生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
	生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労支援相談員 家計改善支援員
2- (63)	生活保護法に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
2- (64)	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
		就労支援を担当する職員
2- (65)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
2- (66)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
		職場適応援助者
2- (67)	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者
2- (68)	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者雇用支援センター	雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
2- (69)	雇用保険二事業助成金制度に基づく障害者雇用安定助成金のうち訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員でジョブコーチ支援を行っている者
2- (70)	障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
		就業支援担当者
		生活支援担当職員
2- (71)	職業安定法に規定する公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター、 発達障害者雇用トータルサポーター
2- (72)	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
2- (73)	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター	難病相談支援員

区分	施設種別等	職種又は業務
2- (74)	高次脳機能障害の拠点となる機関	支援コーディネーター
2- (75)	上記に定める以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

別添 2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (1)	障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（旧法の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設含む）	入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
1- (2)	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設	主たる業務が介護等であるもの
	旧身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設	
	障害者総合支援法に規定する地域活動支援センター又は障害者支援施設	
1- (3)	生活保護法に規定する救護施設及び更生施設	介護職員
1- (4)	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター	介護職員
	老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム	
1- (5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (6)	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、重度障害者等包括支援若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業者	主たる業務が介護等の業務である者
1- (7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (8)	指定訪問介護	訪問介護員等
	指定介護予防訪問介護又は第一号訪問事業	
1- (9)	指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護若しくは指定介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業を行う施設	介護職員
1- (10)	指定訪問入浴介護又は指定介護予防訪問入浴介護	介護職員
1- (11)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等
1- (12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (13)	指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設	介護職員
1- (14)	指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護従業者
1- (15)	指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者
1- (16)	指定看護小規模多機能型居宅介護	介護従業者
1- (17)	指定通所リハビリテーション若しくは指定介護予防通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護若しくは指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	介護職員
1- (18)	指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	介護職員
1- (19)	指定介護老人保健施設又は指定地域密着型介護老人保健施設	介護職員
1- (20)	養護老人ホーム。軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護老人保健施設	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
1- (21)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
1- (22)	指定介護療養型医療施設の病棟又は診療所	主たる業務が介護等の業務である者
1- (23)	介護医療院における介護職員等	主たる業務が介護等の業務である者
1- (24)	老人医科診療報酬点数表において定められた病棟等のうち介護力を強化したもの	看護の補助の業務に従事する者で主たる業務が介護等の業務である者
1- (25)	病院又は診療所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (26)	ハンセン病療養所	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (27)	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務であるもの
1- (28)	労災特別介護施設	介護職員
1- (29)	重症心身障害児(者)通園事業実施要綱に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	入所者の保護に直接従事する職員
1- (30)	在宅重度障害者通所援護事業実施要綱に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (31)	知的障害者通所援護事業実施要綱に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者

区分	施設種別等	施設又は業務
1- (32)	地域生活支援事業実施要綱に基づく「身体障害者自立支援」〔生活サポート〕を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
1- (33)	「移動支援」「日中一時支援」を行っている施設又は「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者及び「訪問入浴サービス」の介護職員
1- (34)	地域福祉センター設置運営要綱に基づく地域福祉センターの職員	主たる業務が介護等の業務である者
1- (35)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
1- (36)	原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業を行っている施設	介護職員
1- (37)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」	原爆被爆者家庭奉仕員
1- (38)	介護等の便宜を供する事業を行う者に使用される者	主たる業務が介護等の業務である者